

第48回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年6月24日(木) 午後1時25分から午後2時50分
 開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席	○	
6	田麻仁志	出席	○	
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高瀬宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について

(令和3年6月24日 午後1時25分)

議 長 それでは只今から、第48回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、飯塚祐樹委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を中塚委員と田原委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（（P1～P2））を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

2番が市街化区域、1番及び8番が調整区域の案件となっております外は、いずれも都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

的形町的形の畑912㎡につきまして、的形町的形の[]より「平成9年以前より、山林及び竹林となっている」との申請です。

2番です。

飾磨区構五丁目の田363㎡につきまして、町坪の[]より「平成11年以前より、倉庫、事務所敷地として利用している」との申請です。

3番です。

夢前町又坂の畑244㎡につきまして、夢前町又坂の[]より「平成10年以前より、自宅敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町又坂の畑2筆計189㎡につきまして、勝原区下太田の[]より「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

5番から7番です。

横浜市の[]より、夢前町護持の畑320㎡につきまして「平成5年以前より、山林となっている」との申請と、夢前町護持の畑505㎡につきまして「平成5年以前より、山林となっている」との申請と、夢前町護持の畑663㎡につきまして「平成5年以前より、山林となっている」との申請です。

8番です。

花田町上原田の田37㎡につきまして、花田町上原田の[]より「平成6年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

三木委員

2番の案件ですが、私と地元農区長とで現地を確認してきました。現地は古い倉庫、事務所、資材置場となっていました。近くには大駐車場やガソリンスタンドがあります。農区長に農地改革の資料を調べてもらったところ、昭和60年代頃に農地転用がなされていて、私もよく通る場所であり、昔からあったのではないかなと思ったんですが、平成11年以前より、というよりも30年位たっているのではないのでしょうか。

議長

報告ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号(P3～P6)を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は18件提出されて

おります。

1番2番は現在耕作面積0㎡の方の案件、3番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、4番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。都市計画区域外の案件は1番2番、10番、11番、12番、市街化区域の案件が4番から7番、13番となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。10番のうち2筆が譲受人の管理地である他は、いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、1番2番、10番及び17番が「法人」となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用等確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、3番が約500m、7番が400m、10番が約11km、11番が12km、15番が約1.8km、17番が約7kmである外は、いずれも居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

農地所有適格法人である[]が、夢前町高長の畑3筆計646㎡につきましては、田寺5丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町高長の田2筆計3,002㎡につきましては、八代宮前町の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,648㎡になる予定です。なおこの案件、譲受人の現在の耕作面積が0㎡であり、新規農家の事情聴取について、書面開催による北西部地区農政協議会の意見では、必要とする意見が8人、不要とする意見が10人となっております。作付作物は、「野菜、水稻」となっております。

3番です。

御国野町深志野の田955㎡につきまして、飾東町唐端新の[]が、飾東町唐端新の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,756㎡になる予定です。作付作物は、「水稻、野菜」となっております。

4番です。

岡田の畑2筆計96㎡につきまして、岡田の[]が、岡田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は1,629㎡になる予定です。作付作物は、「さつまいも、とうもろこし、黒枝豆」となっております。

5番です。

苫編の田770㎡につきまして、苫編の[]が、同居の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、同一世帯間であるため[]の耕作面積に変動はありません。作付作物は、「野菜」となっております。

6番です。

延末の田1,038㎡につきまして、延末一丁目の[]が、共有者である芦屋市の[]よりそれぞれ持分3分の1ずつ「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は[]外2名の共有地で、共有者間の持分移転であり、[]の管理耕作地でもあるため、[]の耕作面積に変動はありません。作付作物は、「露地野菜」と

なっております。

7番です。

飾磨区中島二丁目の田664㎡につきまして、飾磨区中島一丁目の[]が、加東市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は1,796㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

8番です。

言写の田624㎡につきまして、言写の[]が、上手野の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は19,074㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

9番です。

林田町大堤の田3筆計534㎡につきまして、林田町大堤の[]が、揖保郡太子町の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は5,147㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

10番です。

農地所有適格法人である[]が、夢前町宮匠の田2筆計2,462㎡と、船津町の田2筆計2,197㎡につきまして、たつの市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地のうち[]は、譲受人の耕作地で譲受人の農家台帳に現在記載があるため、この件許可されますと、[]の耕作面積は512,198㎡になる予定です。作付作物は、「水稲、野菜、蜜柑」となっております。

11番です。

夢前町前之庄の田1,466㎡につきまして、刀出の[]が、夢前町前之庄の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,468㎡になる予定です。作付作物は、「果樹」となっております。

12番です。

夢前町護持の畑297㎡につきまして、夢前町護持の[]が、夢前町護持の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4,546㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

13番です。

四郷町山脇の田277㎡につきまして、四郷町山脇の[]が、四郷町山脇の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は1,537㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

14番です。

御国野町深志野の田581㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、飾東町唐端新の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は5,308㎡になる予定です。作付作物は、「果樹」となっております。

16番です。

別所町佐土の田2筆計1,393㎡につきまして、御国野町国分寺の[]が、高砂市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は59,928㎡になる予定です。作付作物は、「果樹」となっております。

16番です。

飾東町庄の畑2筆計366㎡につきまして、飾東町庄の[]が、飾磨区妻鹿の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4,317㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、柿」となっております。

17番です。

飾東町塩崎の田862㎡のうち362㎡につきまして、[]が、明石市の[]より「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。借人の[]は農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第3項により、農地を適正に利用していないと認められる場合に賃借を解除する旨の条件を契約書に付していること、地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、一人以上業務執行役員等が常時従事すること、を条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。この件許可されますと、[]の耕作面積は43,649㎡になる予定です。作付作物は、「育苗」となっております。

18番です。

船津町の田876㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は9,936㎡になる予定です。作付作物は、「水稻、果樹」となっております。

以上、北西部地区農政協議内において1番2番の新規農家の事情聴取について必要8人、不要10人であるとの意見の外は、各地区農政協議会におきまして特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問または補足説明等はございませんか。

大塚委員

1番2番の案件につきまして、補足説明させていただきます。本来であれば北西地区協議会にてしっかりと審議し結論を出しておくべきところですが、今回書面開催ということで、新規農家の事情聴取について必要8人、不必要10人ということになっております。

説明をさせていただくと、必要8人は、いずれも譲渡人のうちの一人で[]の地域の近隣の推進委員、農業委員すべてです。不必要と意見された10人は地元以外の方となっております。

[]は、平成20年から平成27年まで[]かなりの耕作実績があったものの、一度農地を返却しゼロになって、令和2年1月に組織変更により[]となって、この度農地所有適格法人として農地法第3条の申請を行っておられます。農地所有適格法人は、一般の法人が農地を借りるだけと異なり、農地の所有できる権利がありますので、多数決と異なる結果となりますが、地域で関係のある推進委員、農業委員の意見を汲んでいただき、やはり一度来ていただいて事情聴取させていただき、事

情を聞かせてもらいたい、と思っております。

橋本委員 飯塚委員とも話をしたのですが、平成20年頃に[]は[]
[]でした。それが今回[]
[]いま
す。そのあたりの組織が変わり再度農地取得を目指された経緯とか聞けると
いいな、と思ったりしています。

議長 ありがとうございます。今、大塚委員と橋本委員から詳しく説明いただい
たところですが、資料の提出された営農計画書を見ても、「以前から農地の
管理を地主より委託されて耕作を行っていました」と書かれています。い
つごろ、どのようにされていたのか詳しくはわかりかねるということがあり
ますので、[]
[]います。組織が変わっていることもあり、やはり新規農家として分類されるべきかな、とも思います。

これらも踏まえまして、まず、議案第2号の1番2番は新規農家として事
情聴取をするかしないか、について採決を取りたいと思います。まず、必要
と判断される方は挙手願います。

各委員 全員挙手

議長 全員の挙手を得ましたので、議案第2号の1番2番は事情聴取をする、と
致します。

それでは、次に、3番以降の議案について審議したいと思います。
ご意見、ご質問等はございませんか。

福永委員 10番の案件につきまして、現地を見に行きましたらユンボが入って整地
されて赤土が現れていて、そこに至る農道も草が生い茂っており、同行した
推進委員もこれでは作物は作れないな、との意見でした。ところが、その後
で蜜柑を植える、との詳細な耕作計画の説明を受け、蜜柑であれば可能であ
ろうとの判断に至りました。これまでは木も茂っており荒地状態でありま
したので、これでこれまでよりはよくなるかな、との思いで承認させていた
だきました。

大塚委員 同じく10番の案件につきまして、[]は今回申請地のうち夢
前分についてはこれまで耕作されていた農地の取得となっています。船津の
分については、今回申請の夢前の土地と同じ所有者です。どうも譲渡人は財
産整理をされているようで、近場ですので[]に打診があつた
のですが、[]。そこで夢前の農地を借りて
いる[]が、やむを得ずかどうかはわかりませんが、取得される
ことになったようです。距離は離れていますが、これまでの実績もあります
し、果樹を植えて管理していただけるのじゃないかな、と思います。

議長 ご説明ありがとうございます。他に何かございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、3番以降の議案については許可とすることよろしいでしょ
うか。賛同される方は挙手願います。

各委員 全員挙手

議長 全員の挙手を得ましたので、3番以降の議案については許可と致します。
次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務

局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P7)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。

どちらも調整区域の案件で、申請地の「農地区分」は、どちらも「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である「第2種農地」に該当すると考えております。「転用に必要な資力」につきましては、どちらも「自己資金」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町下伊勢の田395㎡につきまして、林田町下伊勢の[]より「農業用倉庫を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、床面積92.73㎡の農業用倉庫を建てる計画となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が手続済みとなっております。

2番です。

香寺町溝口の田721㎡につきまして、明石市の[]より「太陽光発電設備にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、パネル324枚、パワコン9台、出力49.5kWの太陽光発電設備を設置する計画となっております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

なければ、議案第3号について、採決します。
1番については農業用倉庫、2番の太陽光発電設備については、農林水産省も奨励しておりまして緩和する方向でなされている状況です。
それでは、許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

全員挙手

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については承認とします。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号(P8~P10)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、7件の申請が提出されております。

3番4番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

菅野の田210㎡につきまして、菅野の[]が、菅野の[]より「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「申請地の農地区分」は、下水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設医療施設が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積116.75㎡の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が手続中となっております。

2番です。

林田町八幡の田2筆計1,953㎡につきまして、林田町六九谷の[]が、[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は「休耕田」となっております。「申請地の農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、[]譲受人が事業拡大のため建設用鉄骨、鉄筋等を置くための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

夢前町新庄の田1,752㎡のうち439㎡につきまして、神崎郡福崎町の[]が、夢前町新庄の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、床面積122.55㎡の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資となっております。

4番です。

夢前町菅生潤の田496㎡につきまして、夢前町菅生潤の[]が、夢前町菅生潤の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地

の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、床面積 125.74 m²の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資となっております。

5番です。

豊富町豊富の田2筆計765m²につきまして、白国二丁目の[]が、姫路市豊富町御蔭の[]より「譲り受けて、消防車輛試験場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「申請地の農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、消防自動車の制作・点検・整備・販売を主な業務とする譲受人が、申請地の隣地に第二工場とする土地・建物を購入したが、その敷地では、大型はしご車両の旋回や駐車スペースが不足するため、既存敷地を拡張し消防車輛の試験場とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

6番です。

豊富町豊富の田370m²につきまして、御園野町国分寺の[]が、豊富町豊富の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、床面積 139.11 m²の一般住宅と車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資と自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済みとなっております。

7番です。

船津町の田508m²につきまして、船津町の[]が、神崎郡福崎町の[]より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「申請地の農地区分」は、公共施設である船山出張所から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、電気工事業を営む譲受人が、電気工事資材一式等を置くための露天資材置場並びに普通車2台及びトラック2台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認について」ご説明いたします。

認定電気通信事業者がその事業のために農地を利用する場合、県知事の転用許可は不要ですが、事前に県知事と協議をするか、簡易な施設の設置の場合は農業委員会へ届出をすることとなっております。

この度は、農業委員会への届出が3件提出されております。いずれも調整区域の案件となっております。

東京都世田谷区の[]が、1番は、林田町下伊勢の畑759㎡のうち4㎡につきまして、林田町下伊勢の[]より、2番は、林田町林谷の田1,376㎡のうち4㎡につきまして、林田町林谷の[]より、3番は、飾東町大釜新の田122㎡のうち4㎡につきまして、飾東町大釜新の[]より、それぞれ「貸借権で借り受けて、携帯電話用無線施設として利用したい」との申出です。現況は、1番は「畑」、2番と3番は「田」となっております。「申請地の農地区分」は、1番2番が「農用地区域内農地」で、3番は住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。1番2番が「農用地区域内農地」であることにつきましては、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、どちらも「支障なし」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、いずれも14.8mのコンクリート柱にアンテナ等を設置して、携帯電話用無線施設として利用する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

2番について、現地調査班メンバーの田中博委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

田中委員

本日午前中に会長以下4人の現地調査班が調査を行いました。

現地は譲受人の鉄工所の隣りにありまして、現在は草は刈られ木は伐採されてきれいになっておりましたが、かなり太い切り株が見受けられました。この場所は、以前は荒れたところだったと聞いていますが、北と東が工場に接しており、南は水路、西は道路で囲まれた形状となっており、このような土地は工場用地として有効活用されていくのであればその方がよいことと思います。以上です。

議 長

報告ありがとうございます。私も現地を見ましたが、樹齢4～50年と思われる切り株がいくつもありました。農地としては管理しづらかったであろう土地が、工場敷地として有効活用されていくのであれば、地域の方も喜ばれるのではないかな、と思いました。

他にご意見等何かございますか。

各 委 員

.....

議 長

なければ、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

全員挙手

議 長

全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については承認とします。

次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P11)を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明について〕

今月は1件の証明願が出ておりますので、ご説明させていただきます。

兼田の[]が所有されておりました市街化区域の農地1筆持分2分の1を、同居の子であります[]が相続するというものです。当該地は、5月に[]の案件として承認されておりますが、相続人変更により、改めて[]での追加申請となりました。農地の利用状況ですが、野菜が作付けされている状態で、良好に管理されています。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P12)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、5月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を6月2日に実施していただきました。当日は本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、橋本委員からお願いします。

橋本委員

当日はご本人が来られ、年齢は29才教員ですが、譲渡人の娘婿にあたる人で、農地もこの譲受人の家の隣にあります。また、本人は実家が長崎で、おじいさんおばあさんが農業する手伝いをしたりと経験はあり、今後は後継者としてさらに経験を積まれていく思いを持っておられました。

議長

ありがとうございます。
それでは、報告第1号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号(P13~P15)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、5月7日から6月10日の間に受け付けたもの、19件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

田原委員 10番から12番の案件について計2,700㎡ほどですが、転用目的が「子ども園用地」となっていますが、この3人が子ども園を創設するのではないですか。

事務局 そうです。この届出人は子ども園用地に造成するまでで、子ども園自体は他の人がすることになります。

田原委員 4条の転用目的について、所有者がそれをするのか、転売先があってその次の人がするのか、はっきり分からないことがあるな、との思いがあります。

事務局 今回の例で言えば、土地所有者は造成までですので、転用目的を「子ども園用地」と表現しました。

議長 届出者が事業をするのか、その次の人が事業をやっていくのか、どちらなのか、留意いただきたいと思います。
他になにか質問等ございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第2号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号(P16~P23)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、5月7日から6月10日の間に受け付けたもの、44件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号（P24～P25）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約の通知が4件、使用貸借契約の解約の通知が8件、計12件の通知がございました。そのうち、利用権に該当するものは3件です。貸借契約の解約に伴う雑作補償につきましては、3番が「雑作料金の支払い」の外は、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号（P26）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月の総会でご審議いただき、県へ送付しておりました案件の許可の状況です。いずれの案件も許可日欄に記載しております日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事 務 局 特にありません。

議 長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後2時50分 終了）

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

中塚 良幸

(署名委員)

田 麻 仁 志
